【規程番号　神女短Ｖ－018】

神戸女子短期大学保育実習履修資格についての細則

幼児教育学科（以下「学科」という。）において保育実習科目を履修しようとする者は、下記の条件を充たしていることを原則とする。

①心身の状況並びに学修態度において実習への準備が整っていること。
②保育士志望の意思が明確で、全ての保育実習を履修するという意思が強固なこと。
③保育士養成課程のうち、学科が定める専門科目を履修し、相当の成績を修めている、または、修める見込みのあること。
④保育実習のための学内説明会、実習施設（含む保育所）が行う事前指導、保育実習訪問担当教員による学内事前指導など、実習にかかわる全ての事前説明・指導を確実に受けていること。
⑤実習に関わる各種の提出物を、指定期日までに提出していること。
⑥実習辞退勧告を受けていないこと。
⑦保育実習費を指定期日までに納付していること。

特別な事情により上記条件を充たせない者については、学科で協議の上対処する。

この細則の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。